

# 井原市分別収集計画

令和4年6月

# 井原市分別収集計画

## 目 次

1	計画策定の意義	<u>1</u>
2	基本的方向	<u>1</u>
3	計画期間	<u>2</u>
4	対象品目	<u>2</u>
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	<u>2</u>
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	<u>2</u>
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	<u>4</u>
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	<u>4</u>
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	<u>6</u>
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	<u>6</u>
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	<u>7</u>
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	<u>8</u>

## 1 計画策定の意義

本市ではまちづくりの基本理念を「輝くひと 未来創造都市 いばら」と定め、その実現に向けて市政全般にわたる施策について、4つの基本目標と2つの共通指針を掲げ、様々な施策を展開している。

本市の豊かな自然を守るとともに、持続可能な生活環境を創出し、未来につなぐためには、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

こうしたなか、本市では、平成21年10月から家庭ごみの有料化を実施、平成23年5月から家庭ごみの収集体制の充実を図るほか、廃食油の回収、平成25年3月からは使用済小型家電の回収、令和2年4月からは水銀使用廃製品の回収を実施し、ごみの減量化及び資源化の推進に取り組んできたところである。

また、「新潟県ごみ処理広域化計画」に基づき、井笠地域の3市2町（井原市、笠岡市、浅口市、里庄町、矢掛町）で平成22年3月に策定した「西部ブロックごみ処理広域化基本計画」により、焼却施設及び最終処分場を集約し、効率的な広域施設整備を進め、廃棄物の適正処理の推進及び公共事業費の縮減を図っていくこととする。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化が図られることにより循環型社会を構築し、快適な生活環境の形成を目指すものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした循環型社会の構築
- ・家庭ごみ有料化を通じたごみ減量化・資源化の推進
- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・市民・事業者・行政が一体となった取組みによる環境負荷の低減

- ・環境フェア等の催事を通じて循環型社会形成のための知識を深めてもらう
- ・廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全を図る

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	2,957 t	2,913 t	2,887 t	2,853 t	2,817 t

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

#### ・廃棄物減量等推進審議会

知識経験を有する者、関係事業所の役員、その他市長が必要と認める者14人以内で組織し、一般廃棄物の減量等清掃事業に関する重要事項を審議する。

#### ・家庭ごみ有料化

平成21年10月から実施した家庭ごみ有料化により、ごみの減量化・資源化を図る。

#### ・資源回収に対する補助

P T A、少年団等資源回収団体が資源物を回収し、ごみの減量化やリサイクルが効果的に進められるよう補助金を交付する。

- ごみ集積所施設整備補助  
自主的にごみ集積所の整備を行う自治会等の団体に対し、経費の一部を補助する。
- ごみ減量出前講座  
ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうために、自治会やその他各種グループから要請に応じて職員が説明を行う。
- 小中学生の環境学習への協力  
学校への出前講座やごみ処理施設の見学等を通し、ごみ減量・リサイクルを学べるよう環境教育を促進する。
- 環境学習用副読本の配布  
学校における環境教育の推進のため、小学4年生を対象に環境学習用副読本を配布する。
- 子どもエコ教室  
小学生を対象として、楽しみながら環境への理解を深める教室を開催する。
- 環境マイスターの活動交流  
身近なごみ問題を中心に、地球環境問題に対する理解を深めた環境マイスター（環境名人）が、環境イベントへの参加やマイスター同士の活動交流会を通して、自分たちの地域にその知識を広めることで、環境にやさしいまちづくりを推進する。
- 再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、購入促進
- 排出抑制啓発活動  
広報誌やCATVの行政番組等によりリサイクルの必要性を啓発する。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製の容器や包装類

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み**

（法第8条第2項第4号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製の容器	48t	47t	47t	46t	46t
主としてアルミ製の容器	56t	55t	55t	54t	53t

無色のガラス製容器	(合計) 82t		(合計) 73t		(合計) 80t		(合計) 79t		(合計) 78t	
	(引渡量) 12t	(独自処理量) 70t	(引渡量) 73t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 80t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 79	(独自処理量) 0t	(引渡量) 78t	(独自処理量) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 82t		(合計) 100t		(合計) 80t		(合計) 79t		(合計) 78t	
	(引渡量) 12t	(独自処理量) 70t	(引渡量) 100t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 80t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 79t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 78t	(独自処理量) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 31t		(合計) 33t		(合計) 30t		(合計) 30t		(合計) 29t	
	(引渡量) 12t	(独自処理量) 19t	(引渡量) 33t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 30t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 30t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 29t	(独自処理量) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2t		1t		1t		1t		1t	
主として段ボール製の容器	183t		181t		179t		177t		175t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 22t		(合計) 21t		(合計) 21t		(合計) 21t		(合計) 21t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 22t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 21t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 21t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 21t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 21t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 109t		(合計) 108t		(合計) 107t		(合計) 106t		(合計) 104t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 109t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 108t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 107t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 106t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 104t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 272t		(合計) 269t		(合計) 266t		(合計) 263t		(合計) 260t	
	(引渡量) 272t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 269t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 266t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 263t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 260t	(独自処理量) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡量) t	(独自処理量) t	(引渡量) t	(独自処理量) t	(引渡量) t	(独自処理量) t	(引渡量) t	(独自処理量) t	(引渡量) t	(独自処理量) t

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

将来人口、人口変動率表

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
37,181人 (対前年度比) 98.9%	36,762人 (対前年度比) 98.9%	36,343人 (対前年度比) 98.9%	35,924人 (対前年度比) 98.9%	35,505人 (対前年度比) 98.9%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の方法は、現在実施中の収集体制を継続する。

なお、現在、PTAや少年団等、市に登録された資源回収団体の行う集団回収は、循環型社会に欠かせないものであり、今後も補助制度を継続し、活動を支援することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	民間委託業者による定期収集	民間業者 (井原、芳井地区)
	アルミ製容器			民間業者 (美星地区)
ガラス	無色のガラス製容器	びん	民間委託業者による定期収集	民間業者 (井原、芳井地区)
	茶色のガラス製容器			岡山県西部衛生施設組合(美星地区)
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック	住民団体等による集団回収、公共施設等拠点回収	民間業者
	段ボール	ダンボール		
	その他の紙製容器包装	雑がみ		

プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	民間委託業者による定期収集	民間業者 (井原、芳井地区)
				民間業者 (美星地区)
プラスチック	その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製の容器や包装類	民間委託業者による定期収集	岡山県西部衛生施設組合

### 1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市のごみ収集は、民間3業者に委託しており、井原、芳井地域は2業者で収集をし、民間委託による井原リサイクルセンターで資源ごみを分別している。当面の間、井原リサイクルセンターで分別資源化を行い、岡山県西部衛生施設組合も有効利用していくこととする。

美星地域は、1業者で収集しており、缶・ペットボトルについては、民間業者に有償にて譲渡し、びん・プラスチックについて岡山県西部衛生施設組合を利用していくこととする。

#### 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	袋 (井原、芳井地区)	パッカー車	井原リサイクルセンター(選別・圧縮施設)、民間業者(選別・圧縮施設)
アルミ製容器		コンテナ (美星地区)		
無色のガラス製容器	びん	袋 (井原、芳井地区)	パッカー車 (井原、芳井地区)	井原リサイクルセンター、岡山県西部衛生施設組合(選別・圧縮施設)
茶色のガラス製容器		コンテナ (美星地区)	平ボディー車 (美星地区)	
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	牛乳パック	縛る	平ボディー車	ストックヤード
段ボール	ダンボール			
その他の紙製容器包装	雑がみ			

ペットボトル	ペットボトル	袋 (井原、芳井地区)  ネット (美星地区)	パッカー車	井原リサイクルセンター（選別・圧縮・施設）、民間業者（選別・圧縮施設）
その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製の容器や包装類	袋	パッカー車	井原リサイクルセンター、岡山県西部衛生施設組合（選別・圧縮・破碎施設）

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### （法第8条第2項第7号）

- ・容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、事業者、環境衛生協議会など各種団体に協力を呼びかけ、自主的な地域リサイクル活動を推進する。
- ・PTAや少年団等による集団回収を促進するため、補助金の交付、収集所施設整備への補助金交付などの支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。